

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和8年3月25日（水） 午前9時57分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第33号 ひたちなか市議会議員及びひたちなか市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第34号 ひたちなか市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第35号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第36号 ひたちなか市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第37号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第38号 ひたちなか市市税条例及びひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第41号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第51号 組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について
- 議案第52号 手数料、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 議案第55号 ひたちなか市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第56号 ひたちなか市自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第58号 ひたちなか市文化会館の指定管理者の指定について

○出席委員 8名

総務生活委員会	山田恵子委員長
	北原祐二副委員長
	大久保清美委員
	宇田貴子委員
	清水健司委員
	萩原健委員
	弓削仁一委員
	海野富男委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

企画部	森山雄彦	企画部長兼市長公室長
	石塚正範	デジタル推進課長
	根笹浩二	デジタル推進課長補佐兼係長
	鈴木秀明	デジタル推進課主幹
総務部	白土光伸	総務部長
	一木宙	総務部参事兼総務課長
	鈴木寿和	総務課長補佐
	西野浩文	総務部参事兼人事課長
	二川和久	人事課長補佐
	川上和之	人事課行政改革推進室長
	萩野谷友子	人事課行政改革推進室係長
	飛田崇	財政課長
	一家徹	税務事務所長兼資産税課長
	大山登	市民税課長
	白田聡志	市民税課長補佐兼係長
	花田克己	市民税課係長
市民生活部	坂場信二	市民生活部長
	鈴木健嗣	市民生活部参事兼生活安全課長
	金子昌和	生活安全課係長
	武石泰文	市民活動課長
	鈴木泉美	市民課長兼市毛窓口所長兼前渡窓口所長兼佐野 窓口所長
	五島三恵子	市民課長補佐
	海野美信	市民課長補佐兼係長
	本田裕子	市民課長補佐兼係長
	小石川誠	市民課係長
	前橋大介	生涯学習課長兼多世代交流推進室長
	中尾敬太	生涯学習課係長

	栗田貴祥	生涯学習課主任
	土屋宗徳	スポーツ振興課長
保健福祉部	佐藤弘子	介護保険課長補佐
	鯉淵友和	地域福祉課係長
経済環境部	大内康正	農政課長
	大内貴文	水産課係長
	小澤功	廃棄物対策課長
建設部	風間剛	道路管理課長補佐
	佐藤淳一	建設部技正兼河川課長
	中村泰久	住宅課長
	長谷川裕之	下水道課長
都市整備部	綿引達也	都市計画課長
	磯前剛史	建築指導課長補佐兼指導係長
	倉持雅彦	区画整理事業所長兼区画整理事業課長
水道事業所	高安勝英	総務課長

○事務局職員出席者

議会事務局	石崎聡一郎	局長
	國谷利広	次長補佐
	佐藤ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和8年3月25日(水)

午前9時57分 開会

○山田委員長 おはようございます。定刻より早いですけど、皆さんおそろいなので、これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案12件です。

審査の進め方につきましては、執行部の入替えを行いながら、議案番号順に審査を行いたいと思います。

また、執行部から所管事項説明について1件の申し出がありましたので、議案の審査終了後、執行部の入替えを行い、説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第33号 ひたちなか市議会議員及びひたちなか市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和8年定例会、第1回3月定例会、議案、議案第33号の順にフォルダをお開きください。また、議案のほかにも補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明をお願いします。白土総務部長。着座で結構です。

○白土総務部長 では、着座のまま失礼いたします。

議案第33号 ひたちなか市議会議員及びひたちなか市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書とは別にご用意いたしました資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、公職選挙法施行令の改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関する公費負担の限度額が引き上げられたことから、ひたちなか市議会議員及びひたちなか市長の選挙における選挙運動に関する公費負担の限度額について、国政選挙に準じて引き上げるため、第9条、第10条、第13条第1号及び第2号において、選挙運動用のビラやポスターについて、資料の内容のとおり改正を行おうとするものであります。

なお、公職選挙法施行令に規定する公営単価については、人件費や物価の変動等を考慮して、3年に一度その基準額の見直しを行うことを例としており、今回の改正も最近における物価の変動等を鑑み、選挙運動用ポスター等作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第34号 ひたちなか市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第34号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 着座のまま失礼いたします。

議案第34号 ひたちなか市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続法の改正に伴い、ひたちなか市行政手続条例における公示送達の方法について改正を行おうとするものでございます。

議案書とは別にご用意いたしました資料の、ひたちなか市行政手続条例の一部改正についてによりご説明をさせていただきます。

資料中段の公示送達制度についての見直しをご覧ください。行政手続法の改正内容につきましては、令和5年6月16日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による書面掲示規制の見直しにより、公示送達の方法を見直すものであります。

公示送達とは、行政機関が私人等に通知を行うに当たり、相手方の所在が不明である場合等に、一定の期間当該者の氏名や送達すべき書類をいつでも当該者に交付する旨等を公示することで、通知等の送達があったものとみなす制度であります。

資料下段の公示送達の方法の変更内容をご覧ください。左側が現行の方法、右側が改正後の方法となっております。これまで行政手続法では、聴聞等の通知における公示送達は掲示場等への書面の掲示により行うものとしてきましたが、法改正によりインターネット等による公示を行うとともに、掲示場等への書面の掲示または事務所に設置したパソコン等での表示により実施することとなります。現行、本市では、市役所前に設置されている掲示場に書面を掲示する方法で実施しているところではありますが、この法改正に伴い、インターネットによる公示、具体的には市のホームページにおいて公示を行うとともに、現行の公示送達方法の、市役所前に設置した掲示場への書面掲示、もしくは、市の事務所に設置したパソコン等での表示をもって行うこととするため、条例の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 ただいまの説明の中で、公示方法として市の事務所に設置したパソコンという、

その市の事務所というのはどこになりますか。

○山田委員長 川上人事課行政改革推進室長。

○川上人事課行政改革推進室長 今回、改正の中で「又は事務所に設置した」ということで記載をしておりますが、現状は掲示場での書面の掲示を前提として今検討しているところでございます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第35号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第35号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。森山企画部長。

○森山企画部長兼市長公室長 それでは、着座にて失礼いたします。

まず、議案第35号でございますが、本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、本市独自のマイナンバー利用業務を定めている条例でありまして、このたび改正をしようとするものであります。

議案書の説明に入る前に、初めに背景について若干ご説明をいたします。

今回の改正内容でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、住民基本台帳に登録されていない方、いわゆる住登外者についても、宛名番号とマイナンバーをひもづけて管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として導入されることとなりました。この住登外者宛名番号は、例えば本市に固定資産を所有している市外居住者など、住民登録はないものの、行政として把握が必要な方に対して付番する自治体独自の番号であります。これまでも住登外者の情報管理は全国の自治体で行われてまいりましたが、管理システムごとに個別に番号を付番するといった管理方法が多く、結果、同一人物に複数の番号が付されるなど、管理が煩雑になるという課題がありました。今回導入されます住登外者宛名番号管理機能は、こうした課題に対応するため、自治体内で1人の住登外者への宛名番号をばらばらに付番しないようにする仕組みであり、業務の効率化が期待されるものであります。

なお、この機能は、宛名番号に加え、マイナンバーを取り扱う事務でありますことから、本事務を独自利用事務として条例に位置づけるため、改正を行おうとするものであります。

それでは、改正の箇所についてご説明させていただきます。

まず、議案書10ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左右の新旧の欄のうち、改正後を示す「新」の欄に基づいてご説明させていただきます。

まず、条例の第4条第4項につきましては、ここでは法定利用事務や準法定利用事務に係る住登外者宛名情報の庁内連携について、包括的に定める条文を追加しようとする箇所であります。

次に、表になります。別表第1は、本市におけるマイナンバーの独自利用を定めているものでありまして、縦区分の機関の欄に、第5の項、市長、そして、第7の項、教育委員会、それぞれについて住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報を管理する事務を独自利用事務として追加するものであります。

続いて、11ページでございます別表第2についてでございますが、こちらは縦区分に示してありますように、どの機関が、どの事務において、どのような特定個人情報を扱うかを定めた表でございます。この後11ページから17ページにかけては、本市が既に定めておりますそれぞれの独自利用事務において、表の縦の区分、特定個人情報の欄に住登外者宛名情報を追加するものであります。また、住登外者宛名番号を管理する事務そのものにつきましても、独自利用事務として今回位置づけをする必要がありますことから、15ページの第5の項、そしてもう一つ、17ページの第21の項に、表の縦区分の事務の欄に、新たな事務といたしまして住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加しております。

次に、別表第3についてのご説明でございますが、17ページをお開き願います。別表第3は、市長部局と教育委員会といった市内部における執行機関の間で特定個人情報を連携することができる事務、そして、取り扱う特定個人情報を定めた表となっております。第2の項と第5の項において、縦区分、事務の欄に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を、あわせて、縦区分の特定個人情報の欄に住登外者宛名情報を追加しようとするものであります。また、この中の第4の項に、就学援助費の交付に関する事務においても情報連携ができるよう、取り扱う個人情報欄に住登外者宛名情報を追加しようとするものであります。

最後に、ただいまのご説明箇所のほか、文言の整理等を行わせていただいております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 マイナンバーと連携するに当たって、ご本人に通知とか承諾とか、そういう手続はありますか。

○山田委員長 石塚デジタル推進課長。

○石塚デジタル推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本人への承諾ということはございませんけれども、マイナンバーそのもの、これが今回の条例または国の番号法に基づいて、制度に基づいた利用をしているということになりますので、適切な運用をしているところでございます。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第35号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

住民のあらゆる情報がマイナンバーと連携されていく条例ということです。行政事務は効率化されるということですがけれども、やっぱりマイナンバー自体、国があらゆる住民の情報を一元的に管理するシステムでありまして、国による情報の管理、情報の漏洩、悪用なども懸念されることから、本議案には反対します。

○山田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○山田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第36号 ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第36号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 議案第36号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、改正理由であります。この条例は職員が非違行為を行った場合に行う懲戒処分の手續及び効果について定めているものでございます。地方公務員法におきましては、懲戒処分として、戒告、減給、停職、免職の4つの処分をすることができることとされております。このうち減給と停職の期間につきましては、それぞれ1日以上6月以下とすることをこの条例で定めております。今般、人事院規則の規定や県などの基準も踏まえ、公務に対する注意をなお一層喚起し、不祥事の発生を未然に防止するとともに、処分の中身の総合的な判断を行えるようにするため、減給及び停職の期間を1日以上1年以下とする改正を行おうとするものであります。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表のとおり、改正後の第5条は減給について、第6条は停職について定めており、それぞれの処分の期間の上限を「6月以下」から「1年以下」に改正を行います。

また、改正後の第4条につきましては、人事院規則に倣い、戒告の規定を追加するものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第37号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第37号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 議案第37号 給与条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書とは別にご用意いたしました資料の、ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご覧くださいと思います。

1の改正理由でございます。令和7年8月7日に発出されました人事院の国家公務員の給与改定に関する勧告の内容を踏まえた地方自治法の改正に伴い、令和8年4月1日から、職員の給与が地域の最低賃金水準を下回った場合にその差額を支給する初任給調整手当を創設するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、2の主な改正内容でございます。

まず、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、職員の給与が地域の最低賃金水準を下回った場合にその差額に相当する額を初任給調整手当として支給します。(1)給与条例、(2)水道企業職員の給与条例及び(3)の会計年度任用職員の給与条例につきましては、手当の支給に関する規定を追加いたします。また、給与条例と会計年度任用職員の給与条例につきましては、国家公務員の給与法の改正と併せ、通勤手当の支給額の規定を規則へ委任することとして、関係する規定の改定を行うものであります。(4)から(6)までは、初任給調整手当の創設に併せまして、関係する規定を改正するものとなっております。

次に、3の適用日でございますけれども、令和8年4月1日から適用となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第38号 ひたちなか市市税条例及びひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第38号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 議案第38号 ひたちなか市市税条例及びひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、市税及び市税外収入に係る公示送達の方法について改正を行おうとするものであります。さきにご審議をいただきました議案第34号同様の公示送達の方法を改正するものでございます。

議案書とは別にご用意いたしました資料、ひたちなか市市税条例及びひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正の、中段の公示送達制度についての見直しをご覧ください。

地方税法の改正内容につきましては、国において進められておりますデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備の一環として、公示送達の方法を見直すものであります。公示送達とは、行政機関が私人等に通知を行うに当たり、相手方の所在が不明である場合等に、一定の期間当該者の氏名や送達すべき書類をいつでも当該者に交付する旨等を公示することで、通知等の送達があったものとみなす制度であります。

資料下段の公示送達の方法の変更内容をご覧ください。左側が現行の方法、右側が改正後の方法となっております。これまで地方税法では、公示送達は掲示場等への書面の掲示により行うものとしてきましたが、法改正によりインターネット等による公示を行うとともに、掲示場等への書類の掲示または事務所に設置したパソコンでの表示により実施することとなります。現行、本市では、市役所前に設置されている掲示場に書面を掲示する方法で実施しているところですが、この法の改正に伴い、インターネットによる公示、具体的には市のホームページにおいて公示を行うとともに、現行の公示送達方法の、市役所前の掲示場への書面掲示もしくは市の事務所に設置したパソコン等での表示をもって行うこととするため、条例の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第41号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第41号をお開きください。

それでは、提出者の説明を願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 着座にて失礼いたします。

議案第41号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

議案書3ページの新旧対照表をご覧くださいまして、まず結論から申し上げますと、改正箇所は1箇所ございまして、下段の(2)、波線のアンダーライン後段の「第2号」を「第3号」へ改正しようとするものでございます。

この背景について概略申し上げますと、この条項第15条の2は、コンビニエンスストアなどに設置されている端末機を利用した印鑑登録証明書の交付に関する規定でございまして、(1)は個人番号カード、すなわちマイナンバーカード、(2)は移動端末設備、すなわちスマートフォンを用いた交付申請等が規定されてございます。今回の改正につきましては、(2)の移動端末設備の定義を定める電気通信事業法において、ここに記載はございませんが、特定電気通信事業の規定を追加する改正が行われたことから、本条例における引用条項の繰下げに係る所要の改正、すなわち「第2号」から「第3号」へ繰り下げる改正を行おうとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第51号 組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第51号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 議案第51号 組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書とは別にご用意をいたしました資料、議案第51号 組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてをご覧ください。

令和8年度の組織・機構改編に伴い、ひたちなか市部設置条例をはじめ、関連する条例を一括して改正するため、組織の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定しようとするものでございます。

資料のとおり、改正となる条例の数が20本、改正に伴いまして廃止となる条例の数が1本となっております。

改正の内容につきましては、組織改編に伴う部の名称や各部の分掌事務の変更、上下水道事業管理者による水道と下水道の一体運営を行うための文言の整理となっております。また、これらに関連しまして、水道事業と下水道事業に関する条例の整理といたしまして、災害派遣手当の支給に関する条文の追加や災害時の他市町村等の指定業者が補助を行うことを可能とする規定の追加、キャッシュレス決済の対応を目的とした水道料金、下水道使用料の徴収方法における指定納付受託者の明文化など、所要の改正をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 上下水道局が新しくできるに当たって、水道と下水道の事業の、一体になるものと、相変わらず別々のものと、ちょっと具体的に説明いただければと思います。

○山田委員長 高安水道事業所総務課長。

○高安水道事業所総務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

決算とか予算は完全に別になります。しかしながら、同じような事務等は、上下水道、職員を分けることなく一体の職員としてやらせていただくということになりますので、予算と決算、これは別になりますので、事業負担とかはアロケとかで割ったりとか、人件費を割るようなこともあり得ると思います。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 ちょっとあまり今の段階でイメージが湧かないんですけど、今回の予算書で水道事業所は前年度より2人一般職員減、下水道は4人減というふうな予算書になっておりますけれども、それも上下水道局と一体化することによって、合わせて6人の職員が減ということになるかと思うんですけど、それはどういう理由で6人減というようにしたことなのか教えてください。

○山田委員長 高安水道事業所総務課長。

○高安水道事業所総務課長 ただいまの質問にお答えします。

まず、維持補修の部分とか、あとは工事関係ですね、設計、そういったものの技術職員が今減少している中で、効率化を図ろうとするようなものであります。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

執行部入替えのため、暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○山田委員長 委員会を再開します。

次に、議案第52号 手数料、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第52号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。白土総務部長。

○白土総務部長 議案第52号 手数料、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書とは別にご用意いたしました資料、一括改正する条例等の一覧をお開きいただきたいと思っております。

今回の手数料、使用料の見直しにつきましては、昨今の物価上昇に鑑み、市民サービスを維持し、継続的なサービスの提供を実現するため、手数料、使用料等の額の見直しを行った結果、

その一部について物価上昇分を反映した額に引き上げる改正を行おうとするものであります。

資料の一括改正する条例等一覧をご覧くださいと思いますが、今回改正を行おうとする条例名、それと所管課を記載しております、条例数は、1のひたちなか市手数料条例をはじめ、合計で22件となっております。

改定につきましては、議案書の30ページからの新旧対照表がございますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 引上げ幅についてどの程度になるのか、その根拠も含めてお伺いたします。

○山田委員長 飛田財政課長。

○飛田財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

引上げ幅につきましては、総務省のほうが出しております消費者物価指数、こちらのほうを参考にしております。具体的には、令和2年を100としたときに、こちらの使用料及び手数料の検討を始めたのが8月ですので、令和7年8月を基準としたときに112.1ということ、要は12.1%増加しているということですので、その12.1%分を引上げの基準的な率としたところでは。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 本市で住民に課している手数料、使用料のほとんどが、この12.1%の引上げ幅で今回引き上がるということになるのでしょうか。

○山田委員長 飛田財政課長。

○飛田財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ほとんどの使用料、手数料は12.1%ということになると思っておりますけれども、そのほか、例えば近隣市町村との整合ですとか、あと、その他条例、県の条例に準ずるものといったものはそのまま据え置くといったところもございますので、全てが12.1%というわけではございませんで、そういうものもあれば据え置いたものもあるといった改正になっております。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 据え置いたものというのは、今具体的に挙げられますか。

○山田委員長 飛田財政課長。

○飛田財政課長 手数料条例で申し上げますと、市民課の証明ですと政令で定めているものがございますので、そういったものは据え置いております。そのほか、建築士等ですとかの優良住宅に関わる手数料というのは、近隣市町村との整合のために据え置いたりしています。あと、その他、立て看板ですとか電柱の広告に係る手数料といったものも、こちらは県の徴収条例によって定められておりますので、こちらのほうは据え置いております。使用料ですと、ワークプラザ、こちらのほうが今回据え置いたものとなっております。その他、行政財産使用料ですと

か、道路管理の占用料といったものも据え置いているところです。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 今回の引上げによって、市民の負担ですね、総額でどれくらいの負担増になりますか。

○山田委員長 飛田財政課長。

○飛田財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

負担増というか、今回のこの改正によってどのくらい使用料、手数料の増額が見込まれるかということで回答いたしますと、使用料につきましては年間で約1,500万円、今回10月1日が施行日ですので、半年分ですと750万円、手数料にしますと年間で4,600万円、半年分で2,300万円の増額を見込んでおります。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 この議案書を見ますと、市民課では証明書の発行の一部について、初めてマイナンバーカードを利用する方としない方で料金を分けました。行政としてはそのようなことはすべきでないと考えますが、それについての見解を伺います。

○山田委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 今の質問にお答えいたします。

まず、本市でございますけれども、マイナンバーカードを持っている方に対しての優遇などを考えて手数料を据え置いたものではなく、あくまでも本市はコンビニ交付の運営主体、地方公共団体情報システム機構に現状では負担金を支払っているんですが、令和2年度以降、次年度においても我々の負担金、手数料などの金額が据え置かれている現状でございます。交付通数は毎年コンビニ交付が増加している中で、地方公共団体情報システム機構の負担金については、割り返しますと経費単価が下がっているということで、今回はコンビニ交付手数料の見直しが行わなかったということなので、あくまでもコンビニ交付の手数料を据え置いたことは、マイナンバーカードを持っている方に対しての証明書の手数料を優遇するといったものではありません。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 理由はどうであれ、現状としては、カードを持っていれば据え置かれているということになるかと思います。それで、本来ならば、この物価高騰の中で市民を守る施策こそ市には求められると。そういうときに最も身近な公共施設の使用料、手数料などを引き上げるということは、本来やるべきではないというふうに思うわけですが、その点のお考えを伺います。

○山田委員長 飛田財政課長。

○飛田財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回この引上げに当たりまして、例えば令和2年から令和6年度の決算ベースで見ますと、修繕料とかが入っている物件費につきましては約17%の増加、人件費については19%の増加というのがございます。3月の補正予算で議決いただきました指定管理料、文化施設、体育施設、こちらのほうにつきましては、令和2年度の指定管理料から比べますと、どちらも12%の増加をしているわけです。ということは、今回この施設を運営していく中では、これら上昇分の財源をどこで見ているかと申しますと、市民の方からの市税といったものが多く含まれているわけです。そういうものを考えたときに、そういった施設を逆に使わない方の市税、財源をそういった増加した修繕料に充てるといったほうが、不公平感が出てきてしまうのかなといったことを考えたところ、やはり利用者のほうからそれ相応の価格の変化分を見たほうが、市の運営上は適正なのかなというところで、今回条例のほうを提出したところです。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 ただいまお話のありました物件費、人件費、指定管理料のこの間の引上げについては、全部じゃないにしろ、地方交付税措置されていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○山田委員長 飛田財政課長。

○飛田財政課長 確かに地方交付税では、物価上昇分ですとか給与改定の分は見ているといったような、再算定の中ではございます。ただ、交付税というものは、例えば人件費100万かかったから、その100万分を交付しますというような補助金的なものではございませんで、需要額100万かかったところがありますけども、収入額が75%差し引かれるわけでございますから、上昇した分そのものずばりが交付税措置されているというわけではございませんで、25%分ぐらいしか交付税措置されないというところを考えますと、やはり上昇分というのはどこかで補填しなければならないということを考えますと、やはり使用料、手数料の見直しというのは必須なのかなと考えております。

以上です。

○山田委員長 宇田委員。

○宇田委員 考え方の違いになるかと思うんですけども、地方交付税措置されていますから、お金に色はないし、25%とか75%というお話もありましたけども、そうはいつでも、じゃ、何に財源を向けていくのかという考え方の点で、やっぱりこういう長引く物価上昇の中で、その物価上昇分を、人件費上昇分を市民に負担を負わせるということは、本来市としてやるべきではないと。市がやるべきことは本当に住民福祉の増進なわけですから、その辺りやっぱり考えるべきじゃないかというふうに申し上げておきたいと思います。

○山田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第52号 手数料, 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について, 反対の立場から討論します。

本議案は, ほとんどの手数料, 利用料について, 物価高騰に見合う引上げ分として一律12.1%の引上げを行おうとするものです。引上げになるのは, 市民が日常的に使う集会所や文化施設, 体育施設, ごみ袋, 自転車駐車場など, また, 様々な証明書の発行手数料などです。それにより手数料で年4,600万, 使用料で年1,500万の市の歳入増になるということですが, 市民にとっては新たな負担増となります。物価高騰の中, 市がやるべきは市民の生活を守ることであり, このような引上げは認められません。また, 市民課関係の証明書発行において, 初めてマイナンバーカードを利用する方としない方で料金に差がつけられたことは看過できません。

以上の理由から本議案には反対します。

○山田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め, 討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○山田委員長 起立多数です。よって, 本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に, 議案第55号 ひたちなか市体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき, 議案第55号をお開きください。

提出者の説明を願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 議案第55号 ひたちなか市体育施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

まず, 本議案について概略を申し上げますと, 本市の体育施設の指定管理につきましても, これまで令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間, 公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社を管理者として指定し, 施設の管理をお願いしてきたところでございますが, 今回指定期間が満了することに伴い, 新たに5年間同団体を指定しようとするものでございます。

管理を行わせる施設につきましても, 議案書の2ページ上段から3ページ中段にかけて記載されております, ひたちなか市総合運動公園のほか17施設でございます。

指定管理者となる団体につきましても, 公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社理事長吉富耕治であり, 指定期間につきましても令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

本件につきましても, 1ページに記載のとおり, 地方自治法第244条の2第6項の規定により, 議会の議決を求めようとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第56号 ひたちなか市自転車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第56号をお開きください。

提出者の説明を願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 続きまして、議案第56号 ひたちなか市自転車駐車場の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本議案について概略を申し上げますと、本市の自転車駐車場の指定管理につきましては、これまで令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、公益社団法人ひたちなか市シルバー人材センターを管理者として指定し、施設の管理をお願いしてきたところでございますが、今回指定期間が満了することに伴い、新たに5年間同団体を指定しようとするものでございます。

管理を行わせる施設につきましては、議案書2ページの一覧表に記載がございますが、ひたちなか市元町自転車駐車場、同じく勝田駅東口自転車駐車場、同じく勝田駅西口自転車駐車場の3施設でございます。

指定管理者となる団体につきましては、公益社団法人ひたちなか市シルバー人材センター理事長西野正人であり、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

本件につきましては、1ページに記載のとおり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第58号 ひたちなか市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第58号をお開きください。

提出者の説明を願います。坂場市民生活部長。

○坂場市民生活部長 議案第58号 ひたちなか市文化会館の指定管理者の指定について説明いたします。

本議案について概略を申し上げますと、本市の文化会館の指定管理につきましては、これまで令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社を管理者として指定し、施設の管理をお願いしてきたところでございますが、今回指定期間が満了することに伴い、新たに5年間同団体を指定しようとするものでございます。

管理を行わせる施設につきましては、記載のとおり、ひたちなか市文化会館であり、指定管理者となる団体につきましては、公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社理事長吉富耕治、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部入替えのため、暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○山田委員長 委員会を再開します。

次に、執行部より説明の申し出がありますので、所管事項説明に入ります。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和7年度、令和8年3月25日、配付資料の順にフォルダをお開きください。

それでは、ひたちなか市行財政改革推進プラン2026（案）の概要について、執行部より説明願います。白土総務部長。

○白土総務部長 着座のまま失礼をいたします。説明のお時間をいただき、ありがとうございます。

ひたちなか市行財政改革推進プラン2026（案）につきましてご説明申し上げます。本プランは、これまで策定してまいりました行財政改革大綱の後継となる新たな計画でございます。令和8年度から第4次総合計画がスタートすることに併せまして、総合計画との一体的な推進を図りつつ、変革の時代に即した行財政改革を推進するための新たな指針として策定をするものでございます。

まず、配付いたしました資料についてご説明をさせていただきます。お手元のタブレットには3つの資料が格納されているかと思えます。00から始まるひたちなか市行財政改革推進プラン2026（案）の概要につきましては、全員協議会でご説明申し上げました資料と同一のものとなっております。01から始まりますひたちなか市行財政改革推進プラン2026（案）、それと、02から始まります同プラン実施計画（案）がこのたび策定する計画案でございます。現在、このプラン及び実施計画につきましては、パブリックコメントを実施している最中でございます。本日は、01の推進プランに沿ってご説明をいたします。01から始まります資料をお開きいただきたいと思います。

まず、1ページをご覧ください。本プランの策定趣旨でございます。第4次総合計画が掲げる将来都市像の実現と、将来にわたって持続可能な行財政運営の実現に向けて、必要な行財政改革の取組を推進するための指針として本プランを策定するものでございます。

2ページをご覧ください。本プランの位置づけについてでございますが、本プランはこれまでの行財政改革大綱の基本姿勢を継承しつつ、将来都市像を着実に実現するため、総合計画の推進力を維持・調整する枠組みを構築する取組として位置づけております。下段の本プランの計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間としております。総合計画の前期基本計画と期間を一致させることで両計画の連動性を高めまして、より実効性のある取組を進めてまいります。

3ページをご覧ください。3ページから6ページにおきましては、本市の財政状況や人口推計など、行財政改革を進める上での現状と課題を整理しております。

7ページをご覧ください。本市の行財政改革の方向性として、行政資源の重点的な活用やデジタル技術の導入により業務の質と生産性の向上を目指すこと、また、業務効率化や安定的な財源確保を推進し、持続可能な財政基盤の構築を目指すことを示しております。これらの方向性を踏まえ、本プランの基本理念として「しなやかで持続可能な行財政運営の構築」を掲げて

おります。

下段から8ページにおきまして、基本理念を実現するための基本方針を定めております。1つ目は、事業の最適化による効率的・効果的な行政サービスの向上になります。限られた行政資源を最大限に活用できるよう、業務の見直しや多様な主体との協働・連携を通じて事業の最適化を図ることで、より効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指してまいります。2つ目は、健全な財政基盤の確立による安定した財政運営になります。自主財源の確保や歳出の適正化を推進し、健全な財政基盤の確立を図ることで、将来世代に負担を先送りしない財政運営の構築を目指してまいります。3つ目は、効率的な行政運営による運営体制の強化・活性化になります。業務改革や効率化による組織運営の最適化や行政組織を支える人材の確保・育成、さらには、働きやすい職場環境づくりを通して運営体制の強化・活性化を目指してまいります。

9ページをご覧ください。先ほどの3つの基本方針に基づき、9つの推進項目を定めております。これらの取組を着実に実行することにより、行財政改革を総合的に推進してまいります。

10ページをご覧ください。本プランは、市長を本部長とする行政改革推進本部により策定・推進してまいります。また、策定に当たっては、市民の代表で構成された行政改革推進委員会の意見を反映するとともに、現在実施中のパブリックコメントにより広く市民の意見を参考にしております。また、行財政改革の基本方針や推進項目に基づく取組項目を設定した実施計画を策定いたします。本日の資料として添付しております実施計画を基に進捗管理を図ってまいります。なお、実施計画については、情勢の変化等に応じて見直しを随時行い、毎年度の進捗状況を実績として公表してまいります。また、本プランの推進期間終了後には、4か年の実績を市公式ホームページ等により公表してまいります。

11ページをご覧ください。ここからは、各推進項目に基づく取組項目について記載しております。推進項目1のDX推進等における市民サービスの向上では、デジタル技術等の活用による効果的な行政サービスの提供に向けた取組を位置づけております。上段の取組項目、フロントヤード改革につきましては、オンライン化可能手続の拡充や「書かない・待たない・迷わない・行かない」窓口の普及促進について取り組んでまいります。下段の取組項目、デジタルツールを活用した情報発信の強化につきましては、デジタルメディアの特性を生かした情報発信について取り組んでまいります。

12ページをご覧ください。推進項目2の民間活力を活用した取組の推進では、事業者や市民団体などの民間活力の活用による効果的な行政サービスの提供に向けた取組を位置づけております。取組項目の官民連携による事業の推進につきましては、連携手法等の研究・分析や官民連携事業の実施について取り組んでまいります。

13ページをご覧ください。推進項目3の自主財源の充実については、歳入の見直しや多様な歳入手法の導入による財源確保に向けた取組を位置づけております。上段の取組項目、多様な財源確保の取組につきましては、ふるさと納税の充実やネーミングライツの導入、新しい財源確保策の検討・導入について取り組んでまいります。下段の取組項目、使用料・手数料等の

受益者負担の適正化につきましては、使用料・手数料等の見直しについて取り組んでまいります。

14ページをご覧ください。推進項目4、健全な財政運営の構築では、歳出の適正化や事業見直しによる持続可能な財政基盤の構築に向けた取組を位置づけております。上段の取組項目、補助金の適正化については、補助金のあり方に関するガイドライン策定や補助金の見直しについて取り組んでまいります。下段の取組項目、特別会計の運営適正化については、受益者負担の適正化や管理手法の見直しなど、運営改善策の検討・実施について取り組んでまいります。

15ページをご覧ください。推進項目5の公共施設の最適化では、公共施設マネジメントの推進による公共施設の全体最適に向けた取組を位置づけております。こちらに記載の取組項目、公共施設マネジメントの推進につきましては、公共施設等に係る民間提案制度の運用や公共施設の縮充に関する検討と取組、公共施設等包括管理業務委託の実施について取り組んでまいります。

16ページをご覧ください。推進項目6のデジタル技術を活用した業務の効率化では、デジタル技術を用いた業務効率化の推進による生産性の向上に向けた取組を位置づけております。上段の取組項目、ペーパーレス化の推進につきましては、文書管理システム及び電子決裁システムの導入や事務の見直しによる発生文書の抑制について取り組んでまいります。下段の取組項目、デジタルツールによる業務改善の推進につきましては、新たなAIやノーコードツール等のデジタルツールの導入・活用について取り組んでまいります。

17ページをご覧ください。推進項目7の職員の人材育成では、職員の能力向上に向けた取組を位置づけております。こちらに記載の取組項目、職員の課題解決力の向上につきましては、課題解決型の人材育成の実施や人事評価制度の見直しについて取り組んでまいります。

18ページをご覧ください。推進項目8の働きやすい環境の構築では、能力を最大限に発揮できる環境構築に向けた取組を位置づけております。こちらに記載の取組項目、働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）の推進につきましては、テレワークの推進や開庁時間短縮の検討・導入について取り組んでまいります。

19ページをご覧ください。推進項目9の効率的な運営体制の構築では、多様化・複雑化する行政需要に対応できる行政組織の構築に向けた取組を位置づけております。こちらに記載の取組項目、効率的な組織の構築と業務効率化の推進につきましては、組織改編や柔軟な業務体制の推進、業務改革（BPR）の実施について取り組んでまいります。

これらの取組項目を推進することで行財政改革を進めてまいります。

先ほどご説明したとおり、現在パブリックコメントを実施中ではありますが、市民の皆様からいただきましたご意見を踏まえて必要な修正を加えた後、令和8年5月の策定を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○山田委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で所管事項説明を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○山田委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてです。6月定例会までに行う日程を正副で先日打合せをしたのですけれども、4月は執行部の異動などがあり、5月は行政視察、その後も間もなくして6月の定例会ということになってしまうことから、6月定例会前に行う所管事務調査については行わないということに話ではなったんですけど、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、令和8年3月、閉会中の継続調査申出書(案)の順にお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○山田委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 異議なしと認め、この案のとおり閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。

初めに、行政視察についてですけれども、視察先と案件が決まりましたのでご報告いたします。

日程は、5月20日(水曜日)から5月22日(金曜日)までの3日間となります。視察先及び案件については、5月21日(木曜日)が兵庫県三田市においてグリーンスローモビリティの取組について、5月22日(金曜日)は広島県廿日市市公共施設包括管理業務委託について、以上の日程及び案件で視察を行いたいと思います。なお、1か月前、1週間前には改めて

通知でお知らせしますのでよろしくお願いいたします。

その他、委員の皆様から何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田委員長 では、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。

午前11時14分 閉会